

議案第 58 号

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年藤沢市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表5の項を削り、同表中6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務が準法定事務となったことに伴い、規定の整備をする必要による。